

法務局地図作成事業についてのお知らせ

福井地方法務局

土地所有者及び居住者の皆様にお知らせ

福井地方法務局では、令和8年度及び9年度の事業として、敦賀市津内町一丁目、津内町二丁目、三島町一丁目及び神楽町二丁目の全部並びに結城町及び松栄町の一部の地域において、不動産登記法第14条第1項に定める精度の高い地図を新たに作成することといたしました。

不動産登記法第14条第1項に定める地図とは

土地の登記簿（登記記録）には、一筆の土地ごとに所在、地番、地目（宅地などの土地の利用状況）、地積（面積）、所有権に関する登記、それ以外の権利（抵当権など）に関する登記が記録されていますが、その土地がどこにあって（位置）、どのような形をしているのか（区画）などは、登記事項証明書を見ただけでは分かりません。

そこで、不動産登記法第14条第1項では、各土地の筆界（※）点を測量した精度の高い地図（土地の正確な位置と筆界を明らかにした地図）を法務局に備え付けることとされています。

しかし、現実にはそのような精度の高い地図の備付けが十分でない地域があるため、法務局では、毎年計画的にこの不動産登記法第14条第1項に定められた正確な地図の作成事業を実施しています。

（※）「筆界」は、一般的に「境界」と呼ばれています。

不動産登記法第14条第1項に定める地図を作成する理由

現在、法務局に備え付けられている本地域の地図（公図）は、多くが明治時代に作成された精度の低いものであり、当時の測量技術の低さや長い年月の経過などにより、地図と現地の形状が一致しなかったり、土地の筆界や登記上の面積が不正確なものがあるため、不動産売買などの取引や土地の分筆又は建物の新築・増改築等に支障を来すことがあります。

また、大規模な災害などによって、現地の筆界が分からなくなった場合、迅速な復旧・復興作業ができないおそれがあります。

そこで、これらの問題を解決するため、法務局が計画機関となって作業を実施し、一筆ごとの土地の筆界を確認し、現代の高度な技術を用いて精密な測量を行って、正しい位置及び区画を表した、精度の高い地図を作成するものです。

地図作成の効果

- ☆ 精密な測量により作成された地図によって、土地の位置及び区画を正確に特定することができるため、筆界に関するトラブルを未然に防ぐことができます。万が一、トラブルになったとしても、迅速に解決することが可能になります。
- ☆ 境界標識が亡失するなどして、土地の筆界が分からなくなっても、地図に基づいて筆界を復元することができます。よって、大規模災害などの場合でも、迅速に復旧・復興作業を開始することができます。
- ☆ 調査、測量の結果、地目の変更や地積に誤りが発見された土地については、調査結果に基づき地目の変更の登記や地積の更正の登記等を行い、登記記録と現況を一致させるので、土地取引がはかどります。
- ☆ 作成した地図は「不動産登記法第14条第1項地図」として法務局に備え付けるとともに、それと同時に一筆ごとの「地積測量図」も備え付けます。そして、必要な場合は、どなたでも証明書又は写しの請求をすることができます。

地図作成作業の経費

測量費用、地図・地積測量図の作成費用、地目や地積の更正登記等の経費は、全て法務局の予算で実施しますので、所有者の方の御負担はありません。ただし、以下の費用については、所有者の方の御負担となりますので、あらかじめ御了承願います。

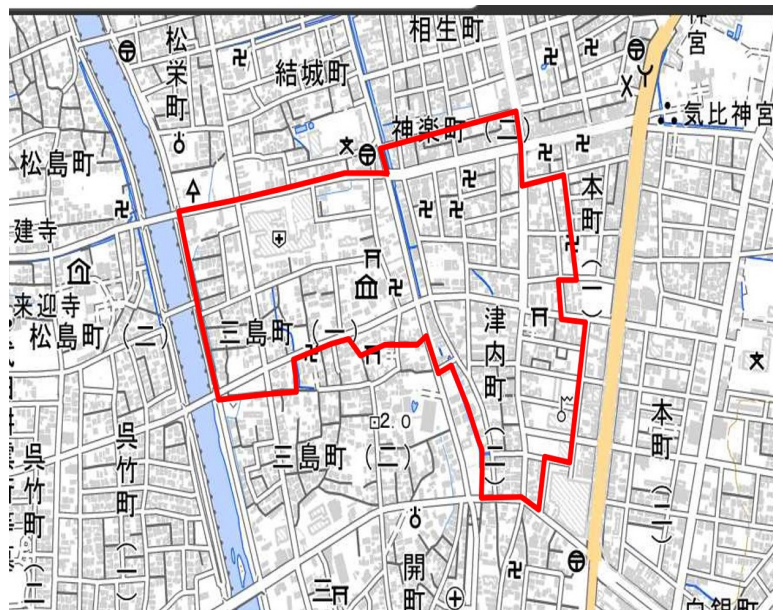
- 1 所有者説明会への出席や、一筆地調査の筆界確認のために現地へお越しいただくための交通費。
- 2 確定した筆界点に、コンクリート杭等の堅固な永久標識の埋設を希望される場合の埋設費用。

作業期間等

作業期間 令和8年9月から令和10年3月まで
計画機関 福井地方法務局
作業機関 公益社団法人福井県公共嘱託
登記土地家屋調査士協会

お問い合わせ・連絡先

〒910-0236
坂井市丸岡町本町2丁目8番地本町ビル2階
福井地方法務局 地図作成現地事務所
電話 (0776)67-3520（令和9年1月31日まで）
携帯 090-3765-5812
平日 9:00～16:00



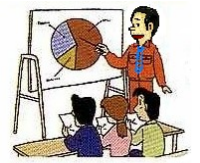
（国土地理院の地理院地図（電子国土Web）を加工して作成）【作業範囲：赤枠内】

地図（法第14条第1項）ができるまで

福井地方法務局

1 準備作業（令和8年8月～）

- ☆ 関係資料を収集、精査します。
- ☆ 地域内の土地を所有されている皆様（以下「土地所有者の皆様」といいます。）に対する説明会（令和8年10月頃）を開催します。
- ☆ 関係官公署との打合せ及び現地調査を行います。



所有者説明会

2 基準点設置（令和8年9月頃～令和9年2月頃）

地図作成の基礎となる作業で、地域内及びその周辺に一筆地測量の基礎となる基準点（※）を設置します。

3 現況測量（令和9年2月頃～5月頃）

次に行う一筆地調査の資料とするために、必要に応じて現況測量を行います。なお、測量の当日は、原則として立ち会っていただく必要はありませんが、敷地内に立ち入らせていただく場合がありますので、御理解と御協力をお願いいたします。

4 一筆地調査（令和9年5月頃～9月頃）

土地所有者・共有者若しくはこれらの相続人又は代理人に立ち会っていただき、おおむね土地の配列に従って一筆ごとにその筆界の確認や地番・地目を調査します。

立会の御案内は、法務局から立会日時を指定して、2週間前までに土地所有者の皆様へ郵送しますが、御都合が合わない場合は、改めて日程調整をさせていただきます。

筆界の確認作業完了後、法務局が用意いたします土地調査書に、お立ち会いただいた方の署名・押印をお願いするとともに、今後の作業のために御連絡先を確認させていただきます。



立会作業

5 一筆地測量（令和9年8月頃～10月頃）

項番2の作業で設置した国家基準点等に測量機器を備え付け、一筆地調査で確認ができた筆界点を測量いたします。なお、測量の当日は、原則として立ち会っていただく必要はありませんが、敷地内に立ち入らせていただく場合がありますので、御理解と御協力をお願いいたします。

6 面積計算・地図作成（令和9年9月頃～11月頃）

測量終了後、データをコンピュータに取り込み、一筆ごとの土地の位置、区画を縮尺500分の1の地図に表すとともに、一筆ごとの面積を計算し、原則250分の1の縮尺で地積測量図を作成いたします。

なお、この二つの図面により現地復元性が確保されることになります。



測量風景

7 縦覧・異議申立て（令和9年12月頃）

調査・測量の結果を地積等調査一覧表（本作業による調査の成果を従前のものと比較対照できるもの）及び求積図を作成して、縦覧のお知らせとともに土地所有者の皆様へ郵送します。

また、縦覧会場を開設し、地図の原図を地域内の土地所有者の皆様を確認していただく機会を設け、誤り等があれば再調査を行います。

8 登記（令和10年3月頃）

本作業の結果、地目や地積が登記記録と一致しない土地、あるいは分筆又は合筆の処理をするようになった土地については、登記官が調査結果に基づいて職権で登記を行うとともに、新たな地図及び地積測量図を備え付け、従来の公図及び古い地積測量図は閉鎖します。

以上をもって、全ての作業が完了となります。



成果の縦覧

※基準点…地球上の位置や海面からの高さを正確に測定された測量の基礎となる点（ポイント）のこと。

※ 3 現況測量 と 4 一筆地調査 と 5 一筆地測量 は所有者の皆様の御協力が必要な作業です。